

| | |
|--------------|--------------|
| 資 料 提 供 | |
| 平成30年2月15日 | |
| 担当課 (担当者) | 財政課 (中西) |
| 電 話 | 0857-26-7043 |

平成30年2月定例県議会付議案

- 議案第 1号 平成30年度鳥取県一般会計予算
- 議案第 2号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算
- 議案第 3号 同 鳥取県公債管理特別会計予算
- 議案第 4号 同 鳥取県給与集中管理特別会計予算
- 議案第 5号 同 鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 6号 同 鳥取県国民健康保険運営事業特別会計予算
- 議案第 7号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算
- 議案第 8号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 議案第 9号 同 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計予算
- 議案第10号 同 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 議案第11号 同 鳥取県県営林事業特別会計予算
- 議案第12号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算
- 議案第13号 同 鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 議案第14号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第15号 同 鳥取県収入証紙特別会計予算
- 議案第16号 同 鳥取県県立学校農業実習特別会計予算
- 議案第17号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計予算
- 議案第18号 同 鳥取県営電気事業会計予算
- 議案第19号 同 鳥取県営工業用水道事業会計予算
- 議案第20号 同 鳥取県営埋立事業会計予算
- 議案第21号 同 鳥取県営病院事業会計予算
- 議案第22号 平成29年度鳥取県一般会計補正予算(第6号)

議案第23号 同 鳥取県公債管理特別会計補正予算（第1号）

議案第24号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第25号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算（第1号）

議案第26号 同 鳥取県県営林事業特別会計補正予算（第1号）

議案第27号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算（第2号）

議案第28号 同 鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算（第1号）

議案第29号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）

議案第30号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算（第1号）

議案第31号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算（第4号）

**議案第32号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の設定について（教育総務課等）**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれることに伴い、所要の改正を行うものである。

（改正する条例）

- ・知事等の退職手当に関する条例
- ・鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例
- ・鳥取県職員定数条例
- ・鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例
- ・鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例

（廃止する条例）

- ・教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

[公布施行]

**議案第33号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の
設定について（小中学校課等）**

学校教育法等の一部が改正され、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものである。

（改正する条例）

- ・鳥取県情報公開条例
- ・職員の給与に関する条例
- ・職員の特殊勤務手当に関する条例
- ・義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
- ・子育て王国とっとり条例
- ・災害遺児手当助成条例
- ・鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例
- ・鳥取県教育審議会条例
- ・鳥取県暴力団排除条例

[平成30年4月1日施行]

議案第34号 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部改正について（危機管理政策課）

被災者の生活の復興支援を行うため、県及び市町村が相互に連携し、必要に応じ、個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築することとするため、所要の改正を行うものである。

[平成30年4月1日施行]

議案第35号 鳥取県基金条例の一部改正について（財政課等）

設置目的に定める事業が終了したことに伴い、鳥取県地域医療再生基金及び鳥取県国民健康保険広域化等支援基金を廃止する等、所要の改正を行うものである。

[平成30年3月31日施行 ほか]

議案第36号 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について（税務課）

企業立地の促進及び雇用機会の拡大に資するため、企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税の適用期限を5年間延長し、平成35年3月31日（現行 平成30年3月31日）までとするものである。

[公布施行]

議案第37号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（人事企画課、教育人材開発課）

義務教育費国庫負担金の算定基準額の引上げを踏まえ、公立学校の教諭等が心身に著しい負担を与える業務に従事したときに支給される教員特殊業務手当の額を引き上げるものである。

[平成30年4月1日施行]

議案第38号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について（人事企画課）

国家公務員の退職手当に準じて職員の退職手当の調整率を100分の83.7（現行 100分の87）に引き下げるものである。

[平成30年4月1日施行]

議案第39号 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について（人事企画課）

鳥取空港ビル株式会社を職員を派遣する特定法人とし、派遣に係る規定を整備するとともに、職員を派遣することができる公益的法人等に公益財団法人鳥取県市町村振興協会を追加する等、所要の改正を行うものである。

[平成30年7月1日施行 ほか]

議案第40号 鳥取県職員定数条例の一部改正について（業務効率推進課）→（人事企画課）

平成30年度の組織改正等に伴い、職員定数の見直しを行うものである。

（概要）

- ・知事部局 73人減
- ・学校職員 32人減 ほか

[平成30年4月1日施行]

議案第41号 鳥取県行政組織条例の一部改正について（業務効率推進課）→（人事企画課）

平成30年度の組織改正等に伴い、会計管理者の分掌事務であった庶務の集中管理その他の内部の管理事務の集中処理に関する事項を総務部の所掌事務とする等、所要の改正を行うものである。

[平成30年4月1日施行]

議案第42号 鳥取県総合事務所等設置条例の一部改正について（業務効率推進課）→（人事企画課）

建築に関する事務を所掌する建築住宅事務所として、鳥取県東部建築住宅事務所を新たに設置するものである。

[平成30年4月1日施行]

議案第43号 鳥取県地方独立行政法人法施行条例の一部改正について **（業務効率推進課、産業振興課）→（人事企画課、産業振興課）**

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、地方独立行政法人評価委員会は、同法に規定する事務のほか、知事が行う中期計画の作成又は変更に係る認可及び業務の実績に関する評価について意見を述べる事務を行うこととする等、所要の改正を行うものである。

[平成30年4月1日施行]

議案第44号 鳥取県附属機関条例の一部改正について（業務効率推進課等）→（人事企画課）

県行政に関し調査審議を行う附属機関について、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①知事及び教育委員会の附属機関として、次の事項を調査審議する附属機関を新たに定める。
 - ア 補助金等の採択等に関する事項
 - イ 随意契約の相手方を公募等により決定する場合の相手方の選定に関する事項又は総合評価一般競争入札を実施する場合の落札者の決定に関する事項
- ②知事又は教育委員会の附属機関のうち鳥取県職員一般疾患健康管理審査会など68の機関を鳥取県職員健康管理審査会など14の機関に統合する。
- ③鳥取県版業務継続計画策定推進会議など34の附属機関を廃止する。
- ④鳥取県立高等学校運営指導委員会の名称を変更する。

[平成30年4月1日施行]

議案第45号 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての **県費負担に関する条例の一部改正について（地域振興課）**

公職選挙法の一部が改正され、都道府県議会議員の選挙において選挙運動用ビラを頒布することが可能とされたことに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①県は、県議会議員の選挙につき、候補者が無料でビラを作成することができるよう、②の限度額の範囲内でその費用を負担するものとする。
- ②費用の負担の限度額は、候補者1人について、ビラ1枚当たりの作成単価7円51銭に作成枚数（上限16,000枚）を乗じて得た金額とする。

[平成31年3月1日施行]

議案第46号 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

(地域振興課等)

介護保険法の一部が改正され、同法の規定に基づく県の権限に属する事務が市町村の権限に属する事務とされたことに伴い、居宅介護支援事業者の指定に係る事務等について、南部箕蚊屋広域連合への移譲項目から削除するとともに、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づくクマの捕獲等の許可に係る事務を処理する市町村に倉吉市、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町を追加するものである。

[平成30年4月1日施行]

議案第47号 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (スポーツ課)

鳥取県立武道館の指定管理候補者の選定を公募により行う(現行 知事はその候補者を選定する(指名指定)) ことに伴い、所要の改正を行うものである。

[公布施行]

議案第48号 鳥取県介護保険施設に関する条例等の一部改正について (長寿社会課、医療政策課)

介護保険法の一部が改正され、新たな介護保険施設として介護医療院が創設されたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

(改正する条例)

①鳥取県介護保険施設に関する条例の一部改正

ア 療養室の定員は4人以下とし、入所者1人当たりの床面積は8平方メートル以上とすること、身体的拘束等を行わないこと等の介護医療院の従業者、設備及び運営等の基準を定める。

イ 療養病床等の介護老人保健施設への転換に関する経過措置を平成36年3月31日(現行 平成30年3月31日)まで延長する。

②鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正

訪問リハビリテーション等を行うことができる施設として、介護医療院を加える。

③鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例の一部改正

条例の失効期日は、平成36年3月31日(現行 平成30年3月31日)とする。

④鳥取県医療法施行条例の一部改正

ア 病院の開設の許可等に係る地域の既存の病床数の算定に当たっては、平成36年3月31日までの間、介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数を既存の療養病床の病床数とみなすこととする。

イ 特定介護療養型医療施設及び特定病院の看護師等の員数の特例の適用期間を平成36年3月31日(現行 平成30年3月31日)まで延長する。

[平成30年4月1日施行 ほか]

議案第49号 鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について (青少年・家庭課)

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

①保護者は、正当な理由がある場合に限り、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を利用しない旨の申出を書面又は電磁的記録により行うことができるものとする。

②携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、①の書面又は電磁的記録を一定期間保存するものとする。

③知事は、事業者が②に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができるものとする。

[公布施行]

議案第50号 鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正について（子ども発達支援課）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うものである。
(概要)

福祉型障害児入所施設及び福祉型児童発達支援センターに配置すべきものとしていた看護師について、保健師、助産師、看護師又は准看護師に緩和する。

[平成30年4月1日施行]

議案第51号 鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の一部改正について（循環型社会推進課）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、有害使用済機器の保管又は処分について規制されることに伴い、条例の規制対象から有害使用済機器の保管又は処分を業として行う者が行う有害使用済機器の保管を除く等、所要の改正を行うものである。

[平成30年4月1日施行]

議案第52号 鳥取県都市公園条例の一部改正について（緑豊かな自然課）

都市公園法施行令の一部改正及び鳥取県立布勢総合運動公園の指定管理候補者の選定方法の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ・都市公園法施行令の一部が改正され、都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の割合の上限を条例で定めることとされたことに伴い、当該割合の上限を100分の50と定める。
- ・鳥取県立布勢総合運動公園の指定管理候補者の選定を公募により行う（現行 知事はその候補者を選定する（指名指定））こととする。

[公布施行]

議案第53号 職員の給与に関する条例及び鳥取県旅館業法施行条例の一部改正について

（くらしの安心推進課、人事企画課）

旅館業法の一部が改正され、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が旅館・ホテル営業に統合されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①職員の給与に関する条例の一部改正
災害派遣手当について定めた規定中引用している同法の用語の改正を行う。
- ②鳥取県旅館業法施行条例の一部改正
旅館・ホテル営業の収容定員は、客室の有効面積3平方メートルにつき1人以下とする。

[平成30年6月15日施行 ほか]

議案第54号 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（住まいまちづくり課）

公営住宅法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①公営住宅法の一部が改正され、収入の申告をすること等が困難な認知症等の入居者の収入申告義務が緩和されたことに伴い、当該入居者の収入申告によらず収入を認定できることとする。
- ②庄内団地を大山町へ無償譲渡することに伴い、当該団地に係る規定を削る。

[公布施行 ほか]

議案第55号 鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について（農地・水保全課）

土地改良法の一部が改正され、農地中間管理機構が借り入れている農地について農業者からの申請によらない土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が新設されたことに伴い、機構関連事業に係る特別徴収金を徴収することができるよう、所要の改正を行うものである。

（概要）

機構関連事業の施行に係る地域内の土地について、農地中間管理機構に農地中間管理権の設定等をした者又は農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けた者が、当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の工事の完了の公告の日が属する年度の翌年度の初日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転、賃貸借の解除等を行った場合には、その者から特別徴収金を徴収することとする。

[公布施行]

議案第56号 鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例の一部改正について（林政企画課）

二十一世紀の森の管理について、平成31年4月1日から指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・指定管理者の管理の期間 5年間
- ・指定管理者の選定方法 公募により候補者を選定する

[平成31年4月1日施行 ほか]

議案第57号 鳥取県立とっとり賀露かっこ館の設置及び管理に関する条例の一部改正について（水産課）

とっとり賀露かっこ館の管理について、平成31年4月1日から指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・指定管理者の管理の期間 5年間
- ・指定管理者の選定方法 公募により候補者を選定する

[平成31年4月1日施行 ほか]

議案第58号 鳥取県港湾管理条例の一部改正について（空港港湾課）

鳥取港のボートパークの管理について、平成31年4月1日から指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・指定管理者の管理の期間 5年間
- ・指定管理者の選定方法 公募により候補者を選定する

[平成31年4月1日施行 ほか]

議案第59号 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正について（空港港湾課）

国際交流センターの廃止及び鳥取東京線の5便化が2年間延長されることに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・鳥取空港内の国際交流センターを廃止することに伴い、同センターの設置に係る規定を削る。
- ・鳥取東京線の5便化が2年間延長されることに伴い、着陸料の軽減期間を平成32年3月28日まで（現行 平成30年3月24日まで）延長する。

[平成30年4月1日施行 ほか]

議案第60号 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（会計指導課等）

受益と負担の公平の確保を図るため、手数料の新設、額の変更その他所要の改正を行うものである。

(手数料の概要)

設 定

| 区 分 | 単 位 | 金 額 |
|--|-------|----------|
| 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定 | 1件につき | 147,000円 |
| 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更の認定 | 1件につき | 134,000円 |
| 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認 | 1件につき | 120,000円 |
| 汚染土壌処理業者である法人の合併及び分割の承認 | 1件につき | 120,000円 |
| 汚染土壌処理業の相続の承認 | 1件につき | 120,000円 |
| 小規模不動産特定共同事業の登録 | 1件につき | 60,000円 |
| 小規模不動産特定共同事業の登録の更新 | 1件につき | 60,000円 |
| 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録 | | |
| 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数 1戸 | 1件につき | 6,000円 |
| 同 2戸以上4戸以下 | 1件につき | 7,000円 |
| 同 5戸以上9戸以下 | 1件につき | 8,000円 |
| 同 10戸以上19戸以下 | 1件につき | 10,000円 |
| 同 20戸以上39戸以下 | 1件につき | 11,000円 |
| 同 40戸以上49戸以下 | 1件につき | 12,000円 |
| 同 50戸以上99戸以下 | 1件につき | 14,000円 |
| 同 100戸以上 | 1件につき | 18,000円 |
| 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録事項の変更の登録（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の増加に係るものに限る。） | | |
| 増加する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数 1戸以上4戸以下 | 1件につき | 1,000円 |
| 同 5戸以上9戸以下 | 1件につき | 3,000円 |
| 同 10戸以上19戸以下 | 1件につき | 4,000円 |
| 同 20戸以上29戸以下 | 1件につき | 5,000円 |
| 同 30戸以上49戸以下 | 1件につき | 6,000円 |
| 同 50戸以上99戸以下 | 1件につき | 8,000円 |
| 同 100戸以上 | 1件につき | 12,000円 |

引上げ

| 区 分 | 単 位 | 金 額 | |
|---------------------|-------|---------|---------|
| | | 現 行 | 改 正 後 |
| 危険物取扱者免状の交付 | 1件につき | 2,800円 | 2,900円 |
| 危険物取扱者試験の実施 | | | |
| 甲種危険物取扱者試験 | 1件につき | 5,000円 | 6,500円 |
| 乙種危険物取扱者試験 | 1件につき | 3,400円 | 4,500円 |
| 丙種危険物取扱者試験 | 1件につき | 2,700円 | 3,600円 |
| 消防設備士免状の交付 | 1件につき | 2,800円 | 2,900円 |
| 消防設備士試験の実施 | | | |
| 甲種消防設備士試験 | 1件につき | 5,000円 | 5,700円 |
| 乙種消防設備士試験 | 1件につき | 3,400円 | 3,800円 |
| 危険物取扱者免状の再交付 | 1件につき | 1,800円 | 1,900円 |
| 消防設備士免状の再交付 | 1件につき | 1,800円 | 1,900円 |
| 2級建築士試験及び木造建築士試験の実施 | 1件につき | 16,900円 | 17,700円 |

引下げ

| 区 分 | 単 位 | 金 額 | |
|--------------------------------|--------|---|---|
| | | 現 行 | 改 正 後 |
| 破砕業の事業の範囲の変更の許可 | 1 件につき | 75,000 円 | 67,000 円 |
| 高圧ガス容器検査の実施 | | | |
| 繊維強化プラスチック容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 | | | |
| 内容積 1 リットル以上 5 リットル未満 | 1 個につき | 180 円 | 160 円 |
| 高強度鋼容器 | | | |
| 内容積 30 リットル以上 500 リットル以下 | 1 個につき | 220 円に 10 リットル又は 10 リットルに満たない端数を増すごとに 4 円を加算した額 | 210 円に 10 リットル又は 10 リットルに満たない端数を増すごとに 3 円を加算した額 |
| 内容積 5 リットル以上 30 リットル未満 | 1 個につき | 220 円 | 210 円 |
| その他の容器 | | | |
| 内容積 1 リットル未満 | 1 個につき | 90 円 | 80 円 |
| 高圧ガス容器再検査の実施 | | | |
| 繊維強化プラスチック容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 | | | |
| 内容積 1 リットル以上 5 リットル未満 | 1 個につき | 180 円 | 160 円 |
| 高強度鋼容器 | | | |
| 内容積 30 リットル以上 | 1 個につき | 220 円に 10 リットル又は 10 リットルに満たない端数を増すごとに 4 円を加算した額 | 210 円に 10 リットル又は 10 リットルに満たない端数を増すごとに 3 円を加算した額 |
| 内容積 5 リットル以上 30 リットル未満 | 1 個につき | 220 円 | 210 円 |
| その他の容器 | | | |
| 内容積 1 リットル未満 | 1 個につき | 90 円 | 80 円 |
| 液化石油ガスの充てん設備の変更の許可 | 1 件につき | 19,000 円に変更に係る充てん設備の数を乗じた額 | 17,000 円に変更に係る充てん設備の数を乗じた額 |

その他

農林物資の規格化等に関する法律の一部改正に伴い、条例中引用している同法の題名等の改正を行う。

[平成 30 年 4 月 1 日施行 ほか]

議案第61号 鳥取県警察手数料条例の一部改正について（警察本部警務課）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び道路交通法施行令の一部が改正され、風俗営業等に関する事務に係る手数料の標準とすべき額が見直されたことに伴い、これらの事務に係る手数料の額を見直す等、所要の改正を行うものである。

（手数料の概要）

見直し

| 区 分 | 単 位 | 金 額 | |
|--|--------|------------------------------|------------------------------|
| | | 現 行 | 改 正 後 |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に係る事務 | | | |
| 風俗営業の営業所の構造又は設備の変更の承認 | 1件につき | 11,000円 | 9,900円 |
| 特例風俗営業者の認定 | 1件につき | 15,000円 | 13,000円 |
| 同時に複数の認定を受けようとする場合の2件目以後の認定 | 1件につき | 11,700円 | 10,000円 |
| 同時に複数の特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可について減じる額 | 1件につき | 8,000円 | 8,700円 |
| 質屋営業の許可 | 1件につき | 25,000円 | 22,000円 |
| 核燃料物質等の運搬証明書の書換え | 1件につき | 4,600円 | 5,400円 |
| 銃砲刀剣類所持等取締法に係る事務 | | | |
| 国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可を同時に複数受けようとする場合の2件目以後の許可 | 1件につき | 1,600円 | 1,800円 |
| 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の再交付 | 1件につき | 2,200円 | 1,900円 |
| 道路交通法に係る事務 | | | |
| 駐車監視員資格者証の再交付 | 1件につき | 2,000円 | 1,800円 |
| 運転免許試験 | 1件につき | 免許の種類等に応じ 1,600円、7,050円等 | 免許の種類等に応じ 1,550円、6,600円等 |
| 運転技能検査 | 1件につき | 免許の種類等に応じ 3,850円～6,700円 | 免許の種類等に応じ 3,750円～6,400円 |
| 運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査 | 1件につき | 使用する自動車に応じ 1,450円又は3,000円 | 使用する自動車に応じ 1,400円又は2,850円 |
| 仮運転免許証の交付及び再交付 | 1件につき | 1,100円 | 1,150円 |
| 認知機能検査 | 1件につき | 650円 | 750円 |
| 認知機能検査を行う者に対する講習 | — | 1時間につき 700円 | 1回につき 800円又は1,400円 |
| 技能検定員資格者証の交付 | 1件につき | 1,100円 | 1,150円 |
| 技能検定員に係る審査 | 1件につき | 免許の種類等に応じ 700円～23,100円 | 免許の種類等に応じ 700円～23,400円 |
| 教習指導員資格者証の交付 | 1件につき | 1,100円 | 1,150円 |
| 教習指導員に係る審査 | 1件につき | 免許の種類等に応じ 700円～14,600円 | 免許の種類等に応じ 600円～14,550円 |
| 運転技能の再試験 | 1件につき | 免許の種類等に応じ 1,050円～4,650円 | 免許の種類等に応じ 1,000円～4,400円 |
| 運転免許証の更新 | 1件につき | 2,500円 | 2,500円又は2,550円 |
| 運転経歴証明書の交付及び再交付 | 1件につき | 1,000円 | 1,100円 |
| 国外運転免許証の交付 | 1件につき | 2,400円 | 2,350円 |
| 運転免許の保留等を受けた者に対 | 1時間につき | 650円～4,100円 | 750円～4,450円 |

| | | | |
|---------------------------------------|-------|------------------|-----------------|
| する講習 | 1件につき | 500円～13,200円 | 500円～12,500円 |
| 道路交通法第108条の2第2項の規定に基づく講習（公安委員会が定めるもの） | — | 1時間につき 1,500円 | 1回につき 1,800円 |
| 警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証の書換え | 1件につき | 2,000円 | 1,800円 |
| 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に係る事務 | | | |
| 自動車運転代行業の認定 | 1件につき | 13,000円 | 12,000円 |
| 自動車運転代行業に係る認定証の再交付 | 1件につき | 1,900円 | 1,700円 |
| 火薬類の運搬証明書の交付 | 1件につき | 2,400円 | 2,100円 |
| 探偵業の業務の適正化に関する法律に係る事務 | | | |
| 探偵業の変更届出証明書の交付 | 1件につき | 1,500円 | 1,600円 |
| 探偵業に係る届出証明書の再交付 | 1件につき | 1,000円 | 1,100円 |

[平成30年4月1日施行]

議案第62号 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（社会教育課）

平成30年度末に指定管理者による管理の期間が満了する鳥取県立青少年社会教育施設（鳥取県立大山青年の家及び鳥取県立船上山少年自然の家）について、次期の指定管理者の指定のため、所要の改正を行うものである。

（概要）

指定管理者の管理の期間 5年間（現行 3年間）

[公布施行]

議案第63号 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について（文化財課）

むきばんだ史跡公園の管理について、平成31年4月1日から指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・指定管理者の管理の期間 5年間
- ・指定管理者の選定方法 公募により候補者を選定する

[平成31年4月1日施行 ほか]

議案第64号 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について（病院局総務課）

中央病院の新築移転に伴い、特別入院施設料を改めるものである。

（使用料の概要）

見直し

| 区分 | 単位 | 非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの | | 非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの | |
|----|---------|-------------------------|--------|----------------------------------|--------|
| | | 現行 | 改正後 | 現行 | 改正後 |
| 甲 | 1床1日につき | 8,000円 | 9,000円 | 8,640円 | 9,720円 |
| 乙 | 1床1日につき | 4,000円 | 7,000円 | 4,320円 | 7,560円 |
| 丙 | 1床1日につき | — | 5,000円 | — | 5,400円 |

[規則で定める日から施行]

議案第65号 鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について（病院局総務課）

中央病院の新築移転に向けた体制整備及び厚生病院の診療機能の充実強化を図るため、医師、看護師、医療技術員等の増員を行うものである。

（概要）

現行 1,256人 → 改正後 1,285人（+29人）

[平成30年4月1日施行]

議案第66号 財産を減額して貸し付けること（鳥取バスターミナル用地）について（交通政策課）

相手方：鳥取バスターミナル株式会社

貸付財産：普通財産

| 所在地 | 種類 | 数量 |
|-------------------|----|-------------------------|
| 鳥取市東品治町107番2 ほか5筆 | 土地 | 2,013.20 m ² |

貸付期間：平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

貸付金額：バスターミナルの使用料収入の1割に相当する額と当該土地に係る国有資産等所在市町村交付金法第2条により交付すべき市町村交付金の額のいずれか高い額

減額貸付理由：バス利用者及びバス交通の利便を促進するとともに、鳥取駅周辺の交通の安全確保と円滑化を図るため、引き続き当該土地を減額して貸し付けようとするものである。

議案第67号 財産を無償で貸し付けること（湖山池漕艇場のリギング場及び駐車場の用地）について（スポーツ課）

相手方：鳥取市

貸付財産：普通財産

| 所在地 | 種類 | 数量 |
|---------------------|----|-------------------------|
| 鳥取市湖山町南五丁目727番 ほか6筆 | 土地 | 1,000.00 m ² |

貸付期間：平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

無償貸付理由：ボート競技の振興を図るため、湖山池にあるリギング場（競技者の体格に合わせて艇を調整する場所）及び駐車場の用に供する土地を、引き続き無償で貸し付けようとするものである。

議案第68号 財産を無償で貸し付けること（弓浜がすり伝承館）について（販路拡大・輸出促進課）

相手方：鳥取県弓浜緋協同組合

貸付財産：普通財産

| 所在地 | 種類 | 数量 |
|----------------|----|-------------------------|
| 境港市麦垣町字蔵本灘86番2 | 土地 | 2,764.26 m ² |
| | 建物 | 523.28 m ² |

貸付期間：平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

無償貸付理由：伝統技術の伝承及び後継者の育成を図り、伝統的工芸品である弓浜緋の産地維持に資するため、引き続き鳥取県弓浜緋協同組合に無償で貸し付けようとするものである。

議案第69号 財産を無償で貸し付けること（放牧場用地及び施設）について（畜産課）

貸付先：公益財団法人鳥取県畜産振興協会

貸付財産：普通財産

| 名称 | 所在地 | 種類 |
|------------|------------|----------------------------|
| 鳥取放牧場 | 鳥取市越路ほか | 土地、牧柵、給水施設、畜舎、堆肥舎、肥料庫、看視舎等 |
| 鳥取放牧場河合谷牧野 | 鳥取市国府町雨滝 | |
| 鳥取放牧場兵円牧野 | 鳥取市河原町北村ほか | |
| 大山放牧場俵原牧野 | 東伯郡三朝町俵原 | |
| 大山放牧場 | 西伯郡伯耆町小林ほか | |

貸付期間：平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

無償貸付理由：公共育成牧場の安定的な運営を図るため、育成放牧事業を実施している当該法人に、当該事業の用に供する放牧場の土地及び施設を無償で貸し付けようとするものである。

議案第70号 財産を無償で貸し付けること（内港地区埠頭用地）について（県土総務課）

相手方：境港管理組合

貸付財産：普通財産

| 所在地 | 種類 | 数量 |
|---------------------------|----|------------|
| 境港市浜ノ町112番地先から同市栄町20番地先まで | 土地 | 20,643.97㎡ |

貸付期間：平成30年4月1日から平成40年3月31日まで

無償貸付理由：境港の港湾施設用地として使用するため、引き続き無償で貸し付けようとするものである。

議案第71号 財産を無償で貸し付けること（(元)鳥取農業高等学校実習農園）について（教育環境課）

相手方：鳥取市 個人（山王団地自治会会長）

貸付財産：普通財産

| 所在地 | 種類 | 数量 |
|----------------------|----|-----------|
| 鳥取市湖山町南三丁目607番1のうち一部 | 土地 | 1,709.40㎡ |

貸付期間：平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

無償貸付理由：当該土地は県史跡天神山城跡（因幡守護所跡）として保護すべき土地であり、今後の活用策等が決定されるまでの間、維持管理費の低減及び防犯対策を図る観点から、引き続き山王団地自治会に無償で貸し付けようとするものである。

議案第72号 財産を無償で譲渡すること（県営住宅庄内団地）について（住まいまちづくり課）

相手方：大山町

譲渡財産：普通財産

| 所在地 | 種類 | 数量 |
|--------------------|----|---------------|
| 西伯郡大山町高田判形場1287番地1 | 土地 | 1,245.00㎡ |
| | 建物 | 200.16㎡（1棟4戸） |

無償譲渡理由：既に管理代行制度を導入し、大山町が実態として町営住宅と同様の管理を行っている当該県営住宅について、町が地域の実情に応じた住宅政策を行えるよう、無償で譲渡しようとするものである。

議案第73号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（健康政策課）

和解の相手方：東京都港区 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 1,319,210 円を和解の相手方に支払う。

概要：要：東部福祉保健事務所の職員が、和解の相手方に対して行った、風しん抗体価検査のための採血において、和解の相手方の左前腕部に予期せぬ神経損傷が生じたものである。

議案第74号 県道の路線の認定（高橋松河原線）について（道路企画課）

高橋松河原線（起点：西伯郡大山町高橋、終点：西伯郡大山町松河原）を認定するものである。

議案第75号 県道の路線の認定（淀江琴浦線）について（道路企画課）

淀江琴浦線（起点：米子市淀江町、終点：東伯郡琴浦町）を認定するものである。

議案第76号 県道の路線の廃止（下市停車場線）について（道路企画課）

大山町へ管理移管することとなったため、下市停車場線（起点：下市停車場、終点：西伯郡大山町下甲）を廃止するものである。

議案第77号 県道の路線の廃止（名和名和停車場線）について（道路企画課）

大山町へ管理移管することとなったため、名和名和停車場線（起点：西伯郡大山町名和、終点：名和停車場）を廃止するものである。

議案第78号 県道の路線の廃止（高橋下市停車場線）について（道路企画課）

大山町へ管理移管することとなったため、高橋下市停車場線（起点：西伯郡大山町高橋、終点：下市停車場）を廃止するものである。

議案第79号 県道の路線の廃止（下市赤碕停車場線）について（道路企画課）

淀江琴浦線を県道認定することによる重複のため、下市赤碕停車場線（起点：西伯郡大山町下市、終点：赤碕停車場）を廃止するものである。

議案第80号 県道の路線の廃止（坊領淀江停車場線）について（道路企画課）

淀江琴浦線を県道認定することによる重複のため、坊領淀江停車場線（起点：西伯郡大山町坊領、終点：淀江停車場）を廃止するものである。

議案第81号 県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

（農地・水保全課）

県営土地改良事業等の実施にあたり関係市町村から徴収している負担金について、平成30年度から農業用河川工作物等応急対策事業（土地改良施設耐震対策事業）及び農地集積加速化農地整備事業を実施することに伴い、市町村の負担金の額を定めるものである。

（負担すべき額）

| 事業区分 | 負担すべき額 |
|--|-------------------|
| 農業用河川工作物等応急対策事業（土地改良施設耐震対策事業）のうち、中山間地域 | 工事費の100分の13に相当する額 |
| 農地集積加速化農地整備事業 | 工事費の100分の10に相当する額 |

議案第82号 公共施設等運営権の設定（鳥取県営鳥取空港）について（空港港湾課）

鳥取県営鳥取空港の公共施設等運営権を設定することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第19条第4項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第83号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について（政策法務課）

鳥取県行政不服審査会を共同設置する八頭環境施設組合の解散に伴い、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第84号 鳥取県と鳥取市との間における保健所業務等に関する事務の委託に関する規約を定める協議について（地域振興課）

岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町の区域に係る保健所業務等に関する事務の一部を県が鳥取市に委託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第85号 公立大学法人公立鳥取環境大学定款等の一部変更について（教育・学術振興課）

地方独立行政法人法の一部が改正され、監事の職務及び任期が変更されたこと等に伴い、公立大学法人公立鳥取環境大学定款の監事の職務及び任期を変更するとともに、新生公立鳥取環境大学運営協議会規約について、地方独立行政法人法の一部改正に伴い、設立団体の事務に監査報告作成に関する規則を定める事務を追加する等、所要の改正を行うものである。

議案第86号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター定款の一部変更について（産業振興課）

地方独立行政法人法の一部が改正され、監事の任期が変更されたことに伴い、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター定款の監事の任期を変更するものである。

議案第87号 包括外部監査契約の締結について（行政監察・法人指導課）

包括外部監査人と契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

契約の目的：当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

契約金額：9,150,000円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定した額

契約の相手方：岸本 信一 税理士

議案第88号 鳥取県税条例等の一部改正について（税務課）

平成30年度税制改正による地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものである。
(概要)

①法人県民税・法人事業税

ア ガス中小事業者が行う製造及び小売りに係る事業について、課税方式を変更する。

イ 特定法人である内国法人に対して、平成32年4月1日以後に開始する事業年度から電子申告を義務付ける。

②不動産取得税

ア 住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置（4%を3%に軽減）を3年間延長する。

イ 宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置（評価額を2分の1に軽減）を3年間延長する。

③県たばこ税

ア 県たばこ税に係る税率を4年間で段階的に引き上げる。

イ 旧三級品の製造たばこに係る税率の引上げ時期を平成31年10月1日（現行 平成31年4月1日）に延期する。

④自動車取得税

免税点の特例措置（15万円を50万円に拡充）の適用期限を1年6月延長する。

[平成30年4月1日施行 ほか]

議案第89号 職員の給与に関する条例の一部改正について（人事企画課）

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」に鑑み、一般職の職員の通勤手当の改定を行うものである。

[平成30年4月1日施行]

議案第90号 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正について（障がい福祉課）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が一部改正され、新たな障害福祉サービス事業として就労定着支援及び自立生活援助が創設されたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

①就労定着支援及び自立生活援助に係る人員、設備、運営等の基準を定める。

②共同生活援助のうち日中サービス支援型事業所について、世話人、生活指導員又はサービス管理責任者のうちいずれか1人以上は常勤の者であることその他の人員及び設備に関する基準を定める。

[平成30年4月1日施行]

議案第91号 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正について

(子ども発達支援課)

児童福祉法の一部が改正され、新たな障害児通所支援事業として居宅訪問型児童発達支援が創設されたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

①居宅訪問型児童発達支援に係る人員、設備、運営等の基準を定める。

②児童発達支援において配置すべき従業者について、指導員を児童指導員に改めるとともに、障害福祉サービス経験者を加える。

③配置すべきものとしていた看護師について、保健師、助産師、看護師又は准看護師に緩和する。

[平成30年4月1日施行]

議案第92号 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について（立地戦略課）

企業立地及び雇用に関する社会情勢の変化を踏まえ、企業立地事業補助金の交付上限額を見直す等、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①企業立地事業補助金の額の上限を投下固定資産額に100分の40（現行 100分の50）を乗じて得た額とする。
- ②特定製造業、自然科学研究所に属する事業及び職員教育施設・支援業に属する事業に係る企業立地事業補助金の投下固定資産額に係る補助率を100分の20（現行 100分の30）とする。
- ③企業立地事業補助金について、特定製造業以外の製造業等の事業で常時雇用労働者が30人以上増加する場合の限度額の例外（30億円）を廃止するとともに、特定製造業に係る限度額を15億円（現行 30億円）と、ソフトウェア業等に係る限度額を5億円（現行 10億円）とする。
- ④各加算措置の限度額のうち、現行が10億円であるものを5億円とするとともに、加算措置の合計の限度額を15億円（現行 20億円）とする。
- ⑤1年間に交付する企業立地事業補助金の限度額を5億円（現行 7億円）とする。
- ⑥企業立地事業に、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って行う事業であって知事が要綱で定めるものを追加する。
- ⑦県内中小企業に限り、高年齢常時雇用労働者を雇用要件の算入対象とする。
- ⑧情報通信関連雇用事業及びコンテンツ・事務管理関連雇用事業を見直し、次世代ソフトウェア産業等立地事業とする。

[平成30年4月1日施行]